

誓 約 書

西暦 年 月 日

管理組合

理 事 長 殿

新区分所有者
(新組合員)

⑩

私は 号の区分所有権を取得するにあたり、下記の事項を承知し、規約・使用細則・その他諸規定を旧区分所有者より承継し、遵守することを誓約します。また管理組合が旧区分所有者に対して有する債権のうち、法規・規約等の定めにより承継されるものを受け継ぐことを併せて誓約します。

記

1. 区分所有者及び区分所有者と同居する者（以下「区分所有者」という。）は、（以下「当物件」という。）についてその価値及び機能の増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。
2. 区分所有者は、当物件の専有部分を譲渡又は貸与するときは、共同生活環境が侵害される恐れのある者及び暴力団構成員これらに準じる者（以下「暴力団構成員」という。）又は暴力団関係者等に譲渡又は貸与しない。（もし貸与された者が暴力団構成員又は暴力団関係者等であることが判明した場合には、貸与した区分所有者は当該賃貸借契約を直ちに解約しなければならない。区分所有者が直ちに解約権を行使しないときは、管理組合が、貸与した区分所有者を代理して解約権を行使することができるものとする。）
3. 区分所有者は、自ら暴力団構成員となり、又はその専有部分を暴力団事務所として使用してはならない。
4. 区分所有者は、その専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者等を居住させ又は反復して出入りさせない。
5. 専有部分に暴力団構成員又は暴力団関係者が居住し又は反復して出入りするときは他の区分所有者の全員は総会決議に基づき、当該専有部分の区分所有者に対し、その専有部分の全面的使用禁止請求をすることができる。
6. 前項の訴訟手続きに要する費用（弁護士費用を含む）は、当該専有部分の区分所有者が負担する。

以 上